



税金・保険・年金

介護教室

日①7月14日(火)②21日(火)
時午後2時～4時
所特別養護老人ホーム調布八雲苑
認認知症ケア①家族の心理②社会資源の活用
調①北村世都(聖徳大学助教授・公認心理士・臨床心理士)②市内介護施設職員など
定各回申し込み順15人
費無料
申調7月6日(月)から電話で地域包括支援センター調布八雲苑☎484-8011へ(高齢者支援室)

調布ゆうあい福祉公社相談事業

A内科医師による健康相談
日7月16日(休)午後1時30分～3時
B精神科医師による健康相談
日7月30日(休)午前10時～11時30分
A・B共に
定申し込み順2人(1人40分)
費無料
所申調前日までに電話で(公財)調布ゆうあい福祉公社☎481-7711へ

調布市発達障害者支援事業 ぽぼむ講演会「改めて発達障害とは何かを考える」

30年以上、発達障害の当事者の診療・支援に関わり、子どもから大人までの発達・成長の過程を見つめてきた講師の講演です。
日8月8日(出)午後2時～4時(1時30分開場)
所文化会館たづくり12階大会議場
調本田秀夫(信州大学医学部教授、NPO法人ネスト・ジャパン代表理事)
定申し込み順65人
費無料
他詳細はこころの健康支援センター(右記2次元コードからアクセス可)参照
申調7月10日(金)～8月5日(休)に電話、FAXでこころの健康支援センター☎490-8166・☎490-8167へ

知って活かそう介護予防教室(全8回)

運動や栄養、口腔、認知症予防について、上手に年齢を重ねるコツを学びます。
程8月25日～10月20日の火曜日(不定期)
時午前10時～11時30分
所西調布体育館
調市内在住の65歳以上で、初参加の方※要支援・要介護認定者、介護予防・日常生活総合事業対象者、医師から運動制限を受けている人は不可
定申し込み順15人
費無料
申調7月6日(月)から電話で高齢者支援室☎481-7150へ

令和2年度赤い羽根共同募金地域配分(B配分)の公募

市内の施設・団体に助成を行います。
申請額/1施設・団体10～30万円
対象事業/社会福祉法人や民間の非営利団体が実施する備品整備、小破修理、利用者主体の事業など
日8月31日(月)
他申し込みの詳細は社会福祉協議会参照
調社会福祉協議会☎481-7617

市税の納付は口座振替を～申し込みは郵送で可能～

【口座振替対象税目/納期限・申込期限】
○国民健康保険税/
第2期(8月31日(月)振替)・7月20日(月)(必着)
○個人市・都民税(普通徴収)/
第2期(8月31日(月)振替)・7月20日(月)(必着)
○固定資産税・都市計画税/
第3期(12月25日(金)振替)・11月10日(火)(必着)
調依頼書(市内の取扱金融機関に備え付け、郵送希望の場合は要連絡)で申し込み※キャッシュカード(来庁者本人の名義)と本人確認書類を市役所に持参して、その場で手続きすることも可。詳細は要問い合わせ
調国民健康保険税/保険年金課(市役所2階)☎481-7055・6、個人市・都民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税/納税課(市役所3階)☎481-7214～20

市民課・保険年金課・納税課の休日窓口

日7月11日(出)・26日(日)、8月8日(出)
※休止となる場合あり。来庁前に市要確認
時午前9時～午後1時
他7月26日(日)はマイナンバーカード・電子証明書に関する手続きは不可。保険年金課は国民健康保険のみ取り扱い

調市民課(市役所2階)☎481-7041～5
保険年金課(市役所2階)☎481-7052
納税課(市役所3階)☎481-7214～20

マイナンバーカード臨時休日窓口を開設

マイナンバーカード受け取り予約をした方が優先です。予約のない方はお待ちいただくことになります。
日7月18日(出)午前9時～午後1時
調市民課(市役所2階)
対象手続き/マイナンバーカード受け取り、マイナンバーカード電子証明書更新・再設定・ロック解除・券面変更・ID付き申請書請求※ほかの市民課手続きの取り扱いは不可
調各手続きに必要なものは市参照
調調布市マイナンバーコールセンター☎0570-00-7211(つながらない場合☎03-5427-3272)
市民課☎481-7041～3

コンビニ交付サービスの停止

マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑登録証明書、課税(非課税)証明書、所得証明書、納税証明書のコンビニ交付サービスは、システムメンテナンスのため、終日利用できません。
※国民健康保険税の納税証明書は7月7日(火)に交付開始
日7月6日(月)・23日(祝)～26日(日)
調住民票や印鑑登録証明書:市民課☎481-7041～3
課税(非課税)証明書や所得証明書:市民課☎481-7191～7
納税証明書(市・都民税、固定資産税・都市計画税):納税課☎481-7214～20
納税証明書(国民健康保険税):保険年金課☎481-7055・6

後期高齢者医療被保険者証(カードサイズに大きさ変更)、減額認定証、限度額認定証

7月下旬に発送 調保険年金課☎481-7148

8月1日(出)から使用する新しい被保険者証、限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、「減額認定証」という)、限度額適用認定証(以下、「限度額認定証」という)を発送します。

被保険者証(カードサイズ、オレンジ色)

加入者全員に簡易書留で送付します。
※住所と実際の送付先が異なる場合は要問い合わせ

減額認定証(白色)

世帯全員が住民税非課税の方が対象です。今までに申請したことがあり、令和2年度も該当する方に送付します。医療機関の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額(下表)が適用され、入院時の食費も減額されます。

限度額認定証(白色)

3割負担の方のうち、世帯の被保険者全員が住民税課税所得690万円未満の方が対象です。今までに申請したことがあり、令和2年度も該当する方に送付します。医療機関の窓口で提示すると、保険適用の医療費の自己負担限度額(下表)が適用されます。

現在使用中の保険証、減額認定証、限度額認定証の返却

8月3日(月)以降に、保険年金課(市役所2階)または神代出張所に返却(郵送可)するか、自身で細かく裁断して破棄してください。

医療費の自己負担限度額

Table with columns: 負担割合, 負担区分, 外来(個人ごと)の限度額, 外来+入院(世帯ごと)の限度額. Rows include 3割負担 (現役並み所得Ⅲ, Ⅱ, Ⅰ) and 1割負担 (一般, 住民税非課税等).

(注1) 多数回該当: 12カ月間に4回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の限度額。1割負担の方は「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含まない
(注2) 「区分Ⅱ」は、世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方
(注3) 「区分Ⅰ」は、世帯全員が住民税非課税で、世帯全員の年金収入が80万円以下でそのほか所得がない方、または高齢福祉年金受給者